

審議案件に関する概要

平成30年10月18日 第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成30年3月23日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
SPT.E.MAKIBA合同会社 代表社員 札幌市北区北21条西12丁目北海道大学 構内北海道産学官協働センター パッシブホーム株式会社 職務執行者 川多 弘也	江別市牧場町14番1

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	江別葛屋書店 江別市牧場町14番1の内	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	アイビーデザイン株式会社 代表取締役 梅谷 知宏 江別市牧場町14番1	
(3)新設年月日	平成30年11月24日	
(4)店舗面積の合計	4,054 m ²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	179 台
	駐輪場の収容台数	70 台
	荷さばき施設の面積	計 102 m ²
	廃棄物保管施設の容量	計 22 m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分から翌午前0時00分まで
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から翌午前0時30分まで
	駐車場の出入口数	3箇所(出入口3箇所) 添付資料図-3のとおり
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

3. 審査事項

(1)駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 174 台 ≤ 179 台
	従業員駐車場等の整備	26 台 (冬季堆積場及び従業員駐車場)
	駐輪場の整備(自動二輪車を含む)	70 台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーターなし
	搬入車両等の誘導	計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。

	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・繁忙時には、交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。 				
	交通整理員の配置	繁忙時には交通整理員を駐車用出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場・冬季堆雪場所や駐車場外周部に一時堆雪するが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。 				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	43dB	○	
		2	55dB	39dB	○	
		3	55dB	45dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	31dB	○	
		2	45dB	34dB	○	
		3	45dB	39dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	空調機①	40dB	46dB	△
		a2	空調機②	40dB	42dB	△
		a3	排気①	40dB	37dB	○
a4		排気②	40dB	31dB	○	
a5		排気③	40dB	35dB	○	
a6		排気④	40dB	30dB	○	
a7		排気⑤	40dB	27dB	○	
a8		排気⑥	40dB	21dB	○	
a9		排気⑦	40dB	25dB	○	
a10		排気⑧	40dB	28dB	○	
a11		排気⑨	40dB	30dB	○	
a12		排気⑩	40dB	24dB	○	
a13		排気⑪	40dB	38dB	○	
a14		排気⑫	40dB	23dB	○	
a15		排気⑬	40dB	22dB	○	
a16		排気⑭	40dB	30dB	○	
a17		排気⑮	40dB	33dB	○	
a18		排気⑯	40dB	31dB	○	
a19		排気⑰	40dB	28dB	○	
a20	排気⑱	40dB	44dB	△		
c1	自動車走行音	40dB	70dB	△		
c2	自動車走行音	40dB	41dB	△		
d1	ドア開閉音	40dB	65dB	△		
d2	ドア開閉音	40dB	41dB	△		

(直近住居壁際等)	a1'	空調機①	40dB	35dB	○
	a2'	空調機②	40dB	36dB	○
	a20'	排気⑩	40dB	39dB	○
	c1'	自動車走行音	40dB	39dB	○
	c1''	自動車走行音	40dB	34dB	○
	c2'	自動車走行音	40dB	39dB	○
	d1'	ドア開閉音	40dB	39dB	○
	d1''	ドア開閉音	40dB	35dB	○
	d2'	ドア開閉音	40dB	39dB	○
騒音問題の一般的対策		店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。			
荷さばき作業等の対策		搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。			
付帯設備・施設等の対策		新設の室外機は最新の低騒音型を設置する。			
青少年等の蝟集等の対策		営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。			
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・冬期における駐车用等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以前には行わない。 ・夜間(午後22時00分から翌午前0時00分)は近隣地域への騒音低減のためバリカーで駐車場を部分閉鎖する。 ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 ・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。 			
(3)廃棄物等 への配慮	指針容量の整備	指針容量 計 19m ³	≦	設置容量 22m ³	
	保管場所の位置、構造等	廃棄物等保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。			
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。			
	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。			
	調理臭、悪臭の飛散防止	生ごみ等は屋内の廃棄物等保管施設に密閉したうえで保管し、悪臭の発生を防ぐ。			
	その他の対応方策	店舗運営責任者(店長など)との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。			

(4)街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。 ・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。
(5)防災対策への配慮	地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮	夜間は機械整備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7)関係行政機関との協議状況	
公安委員会(警察)	北海道札幌方面江別警察署交通課、北海道警察本部交通部交通規制課 助言を受け対応済
地元市町村	江別市経済部商工労働課、江別市教育委員会教育部総務課、江別市生活環境部環境室環境課、江別市生活環境部環境室廃棄物対策課 協議済
道路管理者	江別市建設部土木事務所道路関係課 協議済
その他関係機関	なし

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量の懸念 自宅前に施設のメイン道路出入口が出来ると、車の出し入れが毎回困難になるため、自宅前のメイン道路変更を希望する。 ・歩行者等の安全性 住宅街及び学校近隣に出来るため、早朝から深夜に及ぶ営業時間及び通学路の危険性について、配慮していただきたい。 (別添資料のとおり)

5. 道(石狩振興局連絡調整会議)の意見案

意見を述べる必要がないものとする

審議案件に関する概要

平成30年10月18日 第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成30年3月28日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 ニトリ 代表取締役 白井 俊之	札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	ニトリ千歳店 千歳市北栄2丁目617番2ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ニトリ 代表取締役 白井 俊之 札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号	
(3)新設年月日	平成30年12月1日	
(4)店舗面積の合計	5,069 m ²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	81 台
	駐輪場の収容台数	15 台
	荷さばき施設の面積	計 60 m ²
	廃棄物保管施設の容量	計 18 m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前9時00分から午後9時00分まで
	駐車場の利用時間帯	午前8時30分から午後9時30分まで
	駐車場の出入口数	2箇所(出入口) 添付資料図-3 施設配置図のとおり
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

3. 審査事項

(1)駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 268 台 > 81 台
	従業員駐車場等の整備	33 台 (冬季堆積場及び従業員駐車場)
	駐輪場の整備(自動二輪車を含む)	20 台 (自動二輪5台)
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式オペレーターなし
	搬入車両等の誘導	搬出入車両が集中しないように、計画的な配送を行う。
	歩行者の安全対策	・従業員や取引業者及び搬入出業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や、走行車及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・オープン時等の繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。 ・荷さばき施設の運用に際し、運転助手や従業員による搬出入車両の誘導を徹底して安全の確保を図る。

	交通整理員の配置	オープン時等の繁忙時には、交通整理員を配置するなど、交通安全の確保を図る。				
	除排雪による堆積方法	冬期間の除排雪の堆積場所として、別途33台分(堆積場所兼従業員用)の駐車スペースを駐車場内に確保している。なお、堆雪の状況に応じて排雪を行い、駐車場の十分な確保に努める。また、堆雪場所は駐車場出入口と離れた場所に確保し、車両の出入りに支障が無いよう努める。				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		A	55dB	49dB	○	
		B	55dB	53dB	○	
		C	55dB	48dB	○	
		D	55dB	46dB	○	
		E	60dB	46dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		A	45dB	33dB	○	
		B	45dB	40dB	○	
		C	45dB	31dB	○	
		D	45dB	17dB	○	
		E	50dB	19dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a	キュービクル(S13)	40dB	33dB	○
排気ファン(F7)			40dB	27dB	○	
b		排気ファン(F19)	40dB	15dB	○	
c		排気ファン(F11,F12,F20,F21)	40dB	41dB	△	
c' (住居壁際等)		排気ファン(F11,F12,F20,F21)	40dB	35dB	○	
d		排気ファン(F2)	40dB	17dB	○	
		排気ファン(F16)	40dB	11dB	○	
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> 従業員や取引先に対して、自動車の低速度走行及びアイドリング防止等の環境への配慮について指導を行う。 冬期において駐車場等の除雪作業は、午後10時以降及び午前6時以前には行わない。 				
	荷さばき作業等の対策	作業時間の短縮に努めるとともに、搬出入車両等の不用なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。				
	付帯設備・施設等の対策	室外機は低騒音型を設置する。				
	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の見通しや視認性を確保し、たまり場にならないよう十分に配慮する。 営業時間内においては、店舗従業員が敷地内を定期的に見回る。 				
	その他の対応方策	住民から苦情が発生した場合には、協議の上、適切な対応策を講じる。				

(3)廃棄物等	指針容量の整備	指針容量 計 17.314m ³	≦ 設置容量 18m ³
への配慮	保管場所の位置、構造等	廃棄物等保管施設は屋内に設け、飛散防止や悪臭等の衛生面に配慮する。	
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し、収集や運搬等の引き取り作業の迅速化を図る。	
	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別を徹底し、できる限りリサイクルすることで、廃棄物を減量化し、焼却・埋め立て処分量の削減に努める。	
	調理臭、悪臭の飛散防止	ごみは施設内に保管し、悪臭の発散防止に努める。	
	その他の対応方策	店舗運営責任者(店長等)と連携を図り、周辺的生活環境への問題が生じる恐れがある場合には、適切な対応策を講じる。	
(4)街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。 ・広告塔や駐車場の照明は、ライトの向きや明るさを調整して敷地内を照射し、照明が敷地外へ洩れないよう配慮する。 		
(5)防災対策への配慮	地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用、或いは店舗で取り扱っている商品の緊急時における提供を行うための要請があった場合には、要請の内容を検討し、可能な協力を行う。		
(6)防犯対策への配慮	夜間は機械警備の作動及び施錠を徹底し、防犯に努める。		
(7)関係行政機関との協議状況			
	公安委員会(警察)	千歳警察署交通第一課規制係、北海道警察本部交通部交通規制課 (駐車台数、看板の設置について、駐車場柵等について) 助言を受け対応済	
	地元市町村	千歳市商工労働課、まちづくり推進課、市民生活課、環境課、危機管理課、廃棄物管理課、廃棄物対策課、教育委員会 協議済	
	道路管理者	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所、千歳市道路管理課 管理係	
	その他関係機関	なし	

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道(石狩振興局連絡調整会議)の意見案

意見を述べる必要がないものとする

審議案件に関する概要

平成30年10月18日 第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成30年4月20日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 キムラ 代表取締役 木村 勇介	札幌市東区北6条2丁目3番1号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	サツドラ千歳店 千歳市新富3丁目9番3号	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サップロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹 札幌市北区太平3条1丁目2番18号	
(3)新設年月日	平成30年12月21日	
(4)店舗面積の合計	1,461 m ²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	56 台
	駐輪場の収容台数	22 台
	荷さばき施設の面積	計 60 m ²
	廃棄物保管施設の容量	計 32 m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分から午後9時50分まで
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時00分まで
	駐車場の出入口数	4箇所(出入口4箇所) 添付資料図2-4のとおり
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

3. 審査事項

(1)駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 56 台 ≤ 56 台
	従業員駐車場等の整備	29 台 (冬季堆積場及び従業員駐車場)
	駐輪場の整備(自動二輪車を含む)	22 台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーターなし
	搬入車両等の誘導	・各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 ・一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。

	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・各出入口に「一時停止」の路面標示及び看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮する。 ・駐車場出入口が面する道路が通学路に指定されている場合は、学童又は歩行者に注意等の注意喚起看板を設置して帰宅車両のドライバーに注意を促す。 ・場内においては、低速走行を促す看板を設置して、ドライバーの交通安全意識の啓蒙を図る。 				
	交通整理員の配置	開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努める。なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・除排雪業者と契約し、降雪10cm程度で出動し適切に排雪し、来客用駐車台数の確保に努める。 ・出入口付近の路上に堆積された雪で見通しが悪化し、交通安全上の問題が発生した場合は、適切に雪の排出をする。 				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	48dB	○	
		2	55dB	53dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	38dB	○	
		2	45dB	31dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機①	40dB	55dB	△
		a2	排気①	40dB	40dB	○
	(直近住居壁際等)	a1'	冷凍機①	40dB	38dB	○
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間(午後10時から午前6時まで)は行わない。 				
荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。 					
付帯設備・施設等の対策	室外機は低騒音型の機種を選び騒音の軽減に配慮する。					
青少年等の蟻集等の対策	閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蟻集による騒音防止策を講じる。					
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 ・住民からの苦情が発生した場合は迅速に対応を図る。 					
(3)廃棄物等	指針容量の整備	指針容量 計 7m ³	≦	設置容量 32m ³		

への配慮	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設①は屋内に設置し、廃棄物の飛散防止に配慮する。 ・廃棄物保管施設②は屋外に設置しますが、使用時以外はシャッターを閉じて密閉型とすることで、廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切な運搬・処理をする。 ・設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはない。
	減量化、リサイクル等	古紙・ダンボール・発泡スチロール、ビン、カン、ペットボトル等の分別をして、リサイクル資源化に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ庫は屋内に設置し、冷房設備を設置し悪臭の軽減に配慮する。 ・排気口の位置や向きに配慮し、調理臭の発散防止に配慮する。
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じる。
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることのないよう、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る努力をする。
(5)防災対策への配慮		地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会(警察)	北海道警察本部交通部交通規制課、北海道札幌方面千歳警察署交通第一課 助言を受け対応済
	地元市町村	千歳市産業振興部商業労働課、千歳市市民環境部環境課、千歳市市民環境部環境センター廃棄物管理課、千歳市企画部まちづくり推進課、千歳市総務部危機管理課、千歳市市民環境部市民生活課、千歳市教育委員会 助言を受け対応済
	道路管理者	北海道札幌建設管理部千歳出張所、千歳市建設部道路管理課 協議済
	その他関係機関	なし

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道(石狩振興局連絡調整会議)の意見案

意見を述べる必要がないものとする

審議案件に関する概要

平成30年10月18日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成30年4月10日
担当部署	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社AOKI 代表取締役 中村 宏明	横浜市都筑区葛が谷6番56号
一般社団法人ケーアイケー 代表理事 小池 雅幸	北海道岩見沢市7条西22丁目1番地7

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	AOKI岩見沢店・ツルハドラック岩見沢大和2条店 北海道岩見沢市大和2条8丁目1-2, 1-3, 1-4, 1-21, 3-1, 4-1	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社AOKI 代表取締役 中村 宏明 横浜市都筑区葛が谷6番56号 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1番21号	
(3)新設日	平成30年12月11日	
(4)店舗面積の合計	1,560㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	61台
	駐輪場の収容台数	8台
	荷さばき施設の面積	54㎡

	廃棄物保管施設の容量	7 m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	(AOKI) 午前10時00分～午後8時00分 (ツルハ) 午前7時00分～翌午前0時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～翌午前0時15分
	駐車場の出入口数	5箇所(出入口5箇所)
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 61台 ≤ 61台
	従業員駐車場等の整備	12台
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	8台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式駐車場/オペレーター無
	搬入車両等の誘導	各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮します。 一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮します。
	歩行者の安全対策	・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。 ・出入口に出庫車両に対する一旦停止の路面表示及び看板、歩行者に対する注意を促す注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。
交通整理員の配置	開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努めます。 なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じ臨機応変に対応します。	

	除排雪による堆積方法	除排雪業者と契約し、除排雪を同時に行い、来客用駐車台数の確保に努めます。また、公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努めます。			
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	60 dB	37 dB	○
		2	60 dB	50 dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	50 dB	25 dB	○
		2	50 dB	34 dB	○
夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	a 1	空調機②	60	35	◎
	a 2	冷凍機①	60	31	◎
	a 3	排気①	60	50	◎
	a 4	排気③	60	26	◎
	a 5	排気④	60	30	◎
	a 6	排気⑤	60	53	◎
	a 7	排気⑥	60	53	◎
	a 8	排気⑦	60	53	◎
	c 1	自動車走行音	60	70	×
	c 1'	自動車走行音	50	35	住居壁際○
	d 1	ドア開閉音	60	66	×
	d 1'	ドア開閉音	50	37	住居壁際○
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導いたします。 ・ 来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮します。 ・ 豪雪時など安全が優先される以外の通常の 			

		除排雪作業は夜間（午後10時から午前6時まで）は行いません。
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮をします。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させます。
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮します。
	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ツルハの営業終了後、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じます。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適切な対応策を講じていきます。 ・住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図ります。

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	<p>(AOKI)</p> <p>指針容量 $2.3 \text{ m}^3 \leq$ 設置容量 2.5 m^3</p> <p>(ツルハ)</p> <p>指針容量 $4.6 \text{ m}^3 \leq$ 設置容量 4.7 m^3</p>
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・(AOKI) 屋内密閉型で廃棄物が飛散することはありません。 ・(ツルハ) 室外密閉型で使用時以外は戸を閉め廃棄物の飛散防止に配慮します。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。 ・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示します。 ・設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはありません。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、ダンボール、発砲スチロール等のリ

		サイクルを徹底します。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設では調理等を行わないので調理臭は発生しません。 (ツルハ) 在庫管理を徹底し食品ロスに成らないよう努めますが、まれに食品の廃棄があると想定されますが、商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しません。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じていきます。
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮します。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図ります。
(5)防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行います。
(6)防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図ります。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮します。 ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行います。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（警察）	北海道警察本部交通部交通規制課 北海道札幌方面岩見沢警察署交通課 <ul style="list-style-type: none"> ・協議を行い対応済み

地元市町村	岩見沢市経済部商工労政課 ・協議を行い対応済み
道路管理者	北海道空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所施設保全室 ・協議を行い対応済み
その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道（空知総合振興局又は振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないものとする。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

9月28日開催、審議会における疑義回答について

文言整理について下記のとおり修正する。

P26・・・（修正前）バリカ設置→（修正後）バリカー設置

P65・・・①19行目（修正前）バリカ→（修正後）バリカー

②41行目（修正前）東側市道→（修正後）西側市道

P66・・・5行目（修正前）東側市道→（修正後）西側市道

P65 P26

入口の一旦停止について（図面を添付）

設計者としましては、入庫車両と場内走行中の車両との安全を確保するために設置したようですが、警察から入庫車両が一旦停止してしまうと後続車両との追突事故が懸念されるので好ましくない（協議議事録のとおりです）との指導があったため、変更した。

審議案件に関する概要

平成30年10月18日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成30年4月19日
担当部署	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
アルファコート株式会社 代表取締役 川村 裕二	札幌市中央区南1条西7丁目1番地3

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	岩見沢市5条東6丁目商業施設 岩見沢市5条東6丁目3番38外12筆	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1番21号	
(3)新設日	平成30年12月20日	
(4)店舗面積の合計	1,598㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	58台
	駐輪場の収容台数	8台
	荷さばき施設の面積	48㎡
	廃棄物保管施設の容量	14m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分～午後9時45分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	3箇所（出入口3箇所）
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 55台 ≤ 58台			
	従業員駐車場等の整備	16台			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	8台			
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式駐車場／オペレーター無			
	搬入車両等の誘導	計画的な搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮します。			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組みます。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図ります。 ・繁忙期には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図ります。 			
	交通整理員の配置	オープン時には、チラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図ります。			
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行います。 ・従業員駐車場・冬期間積雪場所や駐車場外周部に一時堆積しますが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努めます。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	60 dB	43 dB	○
		2	60 dB	52 dB	○
		3	55 dB	43 dB	○
	4	55 dB	39 dB	○	
夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	

測結果		1	5 0 dB	3 4 dB	○
		2	5 0 dB	3 4 dB	○
		3	4 5 dB	2 9 dB	○
		4	4 5 dB	2 0 dB	○
夜間の音源毎騒音レベル最大値	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	a 1	冷凍機	5 0 dB	5 8 dB	×
	a 1'	冷凍機	5 0 dB	3 3 dB	住居壁際○
	a 2	排気④	5 0 dB	5 1 dB	×
	a 2'	排気④	5 0 dB	2 6 dB	住居壁際○
	a 3	排気⑥	4 0 dB	3 7 dB	◎
騒音問題の一般的対策		・ 店舗職員や取引先業者に対して、自動車の低速走行などの環境への配慮の指導を行います。			
荷さばき作業等の対策		・ 搬出入車輛等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組めます。			
付帯設備・施設等の対策		・ 各店舗の機器については、最新の低騒音型を設置します。			
青少年等の蟻集等の対策		・ 営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリアカーで閉鎖し、暴走車輛等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮します。			
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬期における駐車場等の除雪作業は基本的に午後 10 時以降及び午前 6 時以前には行いません。 ・ 万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図ります。 ・ 駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙します。 			

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	(ツルハ) 指針容量 6. 1 m ³ ≤ 設置容量 8. 1 m ³ (未定) 指針容量 1. 3 m ³ ≤ 設置容量 5. 4 m ³
--------------	---------	---

保管場所の位置、構造等	廃棄物等保管施設は室内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮します。
運搬・処理対策	・ 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。
減量化、リサイクル等	・ 廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努めます。
調理臭、悪臭の飛散防止	・ 生鮮食料品の店内加工は行いませんが、毀損等により少量の生ゴミが発生する可能性があります。しかしながら室内の廃棄物等保管施設に密閉し保管し、悪臭の発生を防ぎます。
その他の対応方策	・ 店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じます。
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当地域における街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図るよう努めます。 ・ 野外広告物の設置に際しては法令等を遵守します。
(5) 防災対策への配慮	・ 地方公共団体から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合、必要な協力を行います。
(6) 防犯対策への配慮	・ 夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図ります。
(7) 関係行政機関との協議状況	
公安委員会（警察）	北海道警察本部交通部交通規制課 札幌方面岩見沢警察署交通課 ・ 協議を行い対応済み
地元市町村	岩見沢市 経済部商工労政課、環境部環境保全課、環境部廃棄物対策課 岩見沢市教育委員会教育部学校教育課 ・ 協議を行い対応済み

道路管理者	岩見沢市建設部土木課 北海道空知総合振興局札幌建設部管理部岩見沢出張所 ・協議を行い対応済み
その他関係機関	ー

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道（空知総合振興局又は振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないものとする。

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

9月28日の審議会における疑義について

p 2 計画建築物2「未定」について

携帯電話販売店が入居すること。

p 6・p 5 5 ツルハのイトインスペースから出る生ゴミ等の保管方法について

生ゴミの保管については、保管施設内に冷蔵装置のついた保管箱を設置し管理していく。